

# ○北海道個人情報保護条例

北海道条例第2号  
平成6年3月31日

改正 平成10年3月31日北海道条例第28号、12年3月29日第35号、12月20日第125号、15年8月8日第41号、16年3月31日第6号、17年3月31日第22号、第35号、17年10月18日第90号、19年3月16日第8号、21年3月31日第16号、第39号、26年10月14日第91号、27年7月21日第43号、28年3月31日第30号、29年3月31日第10号、第15号、令和2年3月31日第47号、3年10月19日第36号

北海道個人情報保護条例をここに公布する。

## 北海道個人情報保護条例

### 目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

　第1節 実施機関の義務（第6条－第13条）

　第2節 個人情報の開示（第14条－第27条）

　第3節 個人情報の訂正（第28条－第34条）

　第4節 個人情報の利用停止（第35条－第39条）

　第5節 審査請求に関する手続（第39条の2－第42条）

　第6節 苦情の申出の処理（第43条）

　第7節 他の制度との調整（第44条－第46条）

第3章 事業者等が保有する個人情報の保護（第47条－第53条の3）

第4章 雜則（第54条－第56条）

第5章 罰則（第57条－第60条）

### 附則

　第1章 総則

　（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、道の機関及び道が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が保有する個人情報の開示、訂正及び利用の停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護するとともに、公正で民主的な道政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

　ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次号イにおいて同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。第3号の2において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含む。）

　イ 個人識別符号が含まれるもの

(1)の2 個人識別符号 次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、実施機関が定めるものをいう。

ア 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの  
イ 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

- (2) 実施機関 知事、教育委員会、公安委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会、収用委員会、連合海区漁業調整委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに道が設立した地方独立行政法人をいう。
- (3) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）又は事業を営む個人をいう。
- (3)の2 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報 個人情報のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報であるものをいう。
- (5) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (6) 公文書 実施機関が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録であって、当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるとともに、道民及び事業者への意識啓発に努めなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する道の施策に協力しなければならない。

（道民の責務）

第5条 道民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに関し、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

## 第2章 実施機関が保有する個人情報の保護

### 第1節 実施機関の義務

（個人情報取扱事務登録簿）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を備えなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
  - (2) 個人情報取扱事務の目的
  - (3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
  - (4) 個人情報取扱事務を開始する年月日
  - (5) 個人情報の対象者の範囲
  - (6) 個人情報の記録項目
  - (7) 個人情報の収集先
  - (8) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。
- (1) 実施機関の職員（道が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
  - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に関する事務
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項第6号から第8号までに掲げる事項を登録簿に登録し、又は個人情報取扱事務について登録簿を作成することにより、個人情報取扱事務の目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、同項第6号に掲げる事項の一部若しくは同項第7号若しくは第8号に掲げる事項の全部若しくは一部を登録簿に登録せず、又はその個人情報取扱事務について登録簿を作成しないことができる。
- 5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。
- 6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。
- （収集の制限）
- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (5) 所在不明であること、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあること等の事由により本人から収集することができない場合であって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
  - (6) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
  - (7) 前各号に掲げる場合のほか、北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために、本人以外のものから収集する必要があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、道若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道等」という。）、国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものと除く。）が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

5 実施機関は、要配慮個人情報については、収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
- (3) 審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために収集する必要があると実施機関が認めるとき。

#### （利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 実施機関内で利用する場合であって、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
- (5) 他の実施機関、実施機関以外の道の機関、国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものと除く。）に提供する場合であって、当該個人情報の提供を受ける者が、事務の執行に必要な限度で利用し、かつ、利用することについて相当の理由があるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になると、その他個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外に特定個人情報を当該実施機関内において利用することがで

きる。ただし、特定個人情報を個人情報取扱事務の目的以外に当該実施機関内において利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第8条の3 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外に情報提供等記録を当該実施機関内において利用してはならない。

(提供先に対する措置要求)

第9条 実施機関は、実施機関以外のものに対して個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(電子計算組織を結合する方法による提供の制限)

第10条 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、通信回線により電子計算組織を結合する方法により、個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 実施機関は、前項の方法により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめその内容について審査会の意見を聴かなければならぬ。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 本人の同意があるとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 国、独立行政法人等、道以外の地方公共団体又は地方独立行政法人（道が設立したものを除く。）に提供するとき。

3 前項の内容を変更しようとするときも、同項と同様とする。

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的資料として、北海道立文書館に引き継がれ、保有されることとなるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置)

第12条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、当該委託の契約において、個人情報の保護に関して受託者が講すべき措置を明らかにしなければならない。

(職員等の義務)

第13条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 実施機関から委託された個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者は、当該個人情報取扱事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 第2節 個人情報の開示

(自己に関する個人情報の開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、その保有する公文書に記録されている自己に関する個

人情報の開示を請求することができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報の開示を請求する場合にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（開示請求の手続）

第15条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

（個人情報の開示義務）

第16条 実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、前条第1項の開示請求書を提出した者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者（第14条第2項の規定により代理人が個人情報の本人に代わって当該個人情報の開示請求をする場合にあっては、当該個人情報の本人をいう。次号及び第3号並びに第24条第1項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を侵害するおそれがあると認められる個人情報
- (2) 開示請求者以外の個人に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがあると認められるもの
- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるもの
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報
- (5) 道等と国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人（道が設立したものと除く。）との間における協議により、又は国等からの依頼により、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することが当該協議又は依頼の条件又は趣旨に反し、国等との協力関係が著しく損なわれることにより、当該協議又は依頼に係る事務又は事業の適正な執行に支障が生ずると認められるもの
- (6) 道等又は国等の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人（以下「道の機関等」という。）の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した個人情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるもの
- (7) 監査、検査、調査、取締り、争訟その他の道等又は国等の事務又は事業に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の公正若しくは円滑な執行を著しく困難にするおそれがあると認められるもの

- (8) 診療、指導、相談、選考その他の個人に対する評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
- (9) 人事管理に係る事務に関する個人情報であって、開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれがあるもの
- (10) 法令等の規定により明らかに開示することができないとされている個人情報
- 2 実施機関（公安委員会及び警察本部長に限る。）は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。
- (1) 前項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する情報
- (2) 次に掲げる情報等であって、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報
- ア 現在捜査中の事件に関する情報
- イ 捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報
- ウ 犯罪の予防又は鎮圧の手法、技術又は体制に関する情報
- エ 被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設の保安に関する情報
- オ 犯罪の被害者若しくは参考人又は犯罪に関する情報を提供した者が特定される情報
- (3) 前号に掲げるもののほか、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれがある情報
- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報に、第1項各号又は前項各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）とそれ以外の情報が含まれている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前2項の規定にかかわらず、当該非開示情報に該当する部分を除去して、当該個人情報の開示をしなければならない。

（裁量的開示）

第17条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該個人情報を開示することができる。

（個人情報の存否に関する情報の取扱い）

第18条 実施機関は、開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、個人の権利利益が害されると認められる場合、道等若しくは国等の事務若しくは事業の公正かつ円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる場合又は犯罪の予防、捜査等に支障が生ずると認められる場合に限り、当該個人情報の存否を明らかにしないことができる。

（開示等の決定）

第19条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求があった日から14日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするかどうかの決定（以下「開示等の決定」という。）をしなければならない。ただし、やむを得ない理由により、開示請求があった日から14日以内に開示等の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る個人情報が大量であるときは、同項本文に規定する開示等の決定をする期間を、開示請求があった日から2月を限度として延長することができる。ただし、開示請求に係る個人情報が著しく大量であって、開示請求があった日から2月以内に開示等の決定をすることができないこと

について相当の理由があるときは、審査会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

- 3 実施機関は、前2項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び開示等の決定をすることができる時期を開示請求者に書面により通知しなければならない。

(開示等の決定の通知)

第20条 実施機関は、開示等の決定をしたときは、速やかに開示請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしないことと決定したときはその理由を、第16条第3項の規定により非開示情報に該当する部分を除いて開示請求に係る個人情報の開示をすることと決定したときはその旨及び理由を併せて開示請求者に通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報の開示をしないことと決定した場合において、当該個人情報の全部又は一部について開示をすることができる期日が明らかであるときは、その期日を前項の書面に付記するものとする。

(個人情報の存否を明らかにしない決定)

第21条 実施機関は、第18条の規定により個人情報の存否を明らかにしないときは、開示請求があった日から14日以内に、その旨の決定をしなければならない。

- 2 前条第1項の規定は、前項の決定について準用する。

(個人情報の不存在の通知)

第22条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、開示請求があった日から14日以内に、当該個人情報が不存在である旨の通知をするものとする。

(事案の移送)

第23条 実施機関は、開示請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。第4項において同じ。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等（開示等の決定若しくは第21条第1項の決定又は前条の通知をいう。以下同じ。）をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送しようとする実施機関は、あらかじめ、開示請求者の意見を聴く等開示請求者の利益を損なわないよう努めなければならない。

- 2 前項の規定により事案を移送した実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 4 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る個人情報の全部又は一部について開示をする旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第24条 開示請求に係る個人情報に道等及び開示請求者以外のもの（以下この条、第41条及び第42条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三

者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならぬ。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第41条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（自己に関する個人情報の開示の実施）

第25条 実施機関は、第19条第1項の規定による開示請求に係る個人情報の開示を決定したときは、文書、図画又は写真に記録されている個人情報にあっては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されている個人情報にあっては視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により、開示を行うものとする。

- 2 個人情報の開示は、個人情報の開示をすることと決定された個人情報（以下「開示する個人情報」という。）を保管している事務所の所在地（以下「開示する個人情報の所在地」という。）において、実施機関が第20条第1項の規定による通知の際に指定する日時及び場所で行うものとする。

- 3 実施機関は、開示請求者の住所が開示する個人情報の所在地から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示する個人情報の所在地において開示する個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示する個人情報が記録されている公文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものも含む。以下同じ。）を開示する個人情報の所在地以外の地に送付することにより個人情報の開示をできるときは、前2項の規定にかかわらず、開示する個人情報の所在地以外の地の実施機関が指定する場所で、当該公文書の写しにより開示する個人情報の開示をることができる。

- 4 実施機関は、公文書に記録されている個人情報の開示をすることにより当該公文書を汚損し、又は破損するおそれがある等当該公文書の保存に支障があると認められるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しにより開示する個人情報の開示をることができる。

- 5 第15条第2項の規定は、個人情報の開示を受ける者について準用する。

（費用の負担）

第26条 前条第1項、第3項又は第4項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。ただし、知事は、特定個人情報の写しの交付を受ける者に経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該負担すべき費用の額を減免することができる。

（口頭による開示請求）

第27条 実施機関があらかじめ定めた個人情報については、第15条第1項の規定にかかわらず、開示請求は、口頭により行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第19条第1項の規定にかかわらず、直ちに当該個人情報の開示をするものとする。この場合において、個人情報の開示は、第25条第1項の規定にかかわらず、実施機関が別に定める方法により行うものとする。

第3節 個人情報の訂正

（自己に関する個人情報の訂正の請求）

第28条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報に係る事実に誤りがあると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

2 第14条第2項の規定は、前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

3 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。  
(訂正請求の手続)

第29条 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した訂正請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日
- (3) 訂正を求める箇所
- (4) 訂正を求める内容
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対して、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第15条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(個人情報の訂正義務)

第30条 実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるとときは、当該訂正請求に係る個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する決定)

第31条 実施機関は、訂正請求があったときは、訂正請求があった日から30日以内に、訂正請求に係る個人情報に関する必要な調査を行い、個人情報の訂正をするかどうかの決定（以下「訂正等の決定」という。）をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、訂正請求があった日から30日以内に訂正等の決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として延長することができる。ただし、訂正等の決定に特に長期間を要し、その期間を30日を限度として延長しても訂正等の決定をできることについて相当の理由があるときは、審査会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

3 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び訂正等の決定をすることができる時期を第29条第1項の訂正請求書を提出した者（以下「訂正請求者」という。）に書面により通知しなければならない。

(訂正請求に対する決定の通知)

第32条 実施機関は、訂正等の決定をしたときは、速やかに訂正請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、訂正請求に係る個人情報の訂正をしないことと決定したときはその理由を、訂正をしないこととされる個人情報を除いて訂正請求に係る個人情報の訂正をすることと決定したときはその旨及び理由を併せて訂正請求者に通知しなければならない。

(事案の移送)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報（情報提供等記録を除く。第3項において同じ。）が第23条第4項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正等の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正等の決定をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正請求に係る個人情報の全部又は一部について訂正をする旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

#### （個人情報の提供先への通知）

第34条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）又は番号法第19条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第26条において準用する番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

### 第4節 個人情報の利用停止

#### （自己に関する個人情報の利用停止の請求）

第35条 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき 当該個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去
  - (2) 第8条の規定に違反して提供されているとき、又は第10条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
  - (3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該個人情報の廃棄又は消去
- 2 何人も、第25条第1項の規定により開示を受けた自己に関する特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
- (1) 第7条若しくは番号法第20条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は廃棄若しくは消去
  - (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止
  - (3) 第11条第3項の規定に違反して廃棄され、又は消去されていないとき 当該特定個人情報の廃棄又は消去
- 3 第14条第2項の規定は、前2項の規定による利用停止（第1項各号及び前項各号に定める措置をいう。以下同じ。）の請求（以下「利用停止請求」という。）について準用する。
- 4 利用停止請求は、個人情報（情報提供等記録を除く。以下この節において同じ。）の

開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第36条 利用停止請求をしようとする者は、実施機関に対して、次の事項を記載した利用停止請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 利用停止請求に係る個人情報の開示を受けた日
- (3) 利用停止を求める箇所
- (4) 利用停止を求める内容及び理由
- (5) 前各号に定めるもののほか、実施機関が定める事項

2 第15条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

(個人情報の利用停止義務)

第37条 実施機関は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用停止をすることにより、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する決定)

第38条 実施機関は、利用停止請求があったときは、利用停止請求があった日から30日以内に、利用停止請求に係る個人情報に関する必要な調査を行い、個人情報の利用停止をするかどうかの決定（以下「利用停止等の決定」という。）をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、やむを得ない理由により、利用停止請求があった日から30日以内に利用停止等の決定をすることができないときは、その期間を30日を限度として延長することができる。ただし、利用停止等の決定に特に長期間を要し、その期間を30日を限度として延長しても利用停止等の決定をすることができないについて相当の理由があるときは、審査会の意見を聴いて、その期間を延長することができる。

3 実施機関は、前項の規定により期間を延長するときは、速やかに期間を延長する理由及び利用停止等の決定をすることができる時期を第36条第1項の利用停止請求書を提出した者（以下「利用停止請求者」という。）に書面により通知しなければならない。

(利用停止請求に対する決定の通知)

第39条 実施機関は、利用停止等の決定をしたときは、速やかに利用停止請求者に書面により通知しなければならない。この場合において、実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしないことと決定したときはその理由を、利用停止をしないこととされる個人情報を除いて利用停止請求に係る個人情報の利用停止をすることと決定したときはその旨及び理由を併せて利用停止請求者に通知しなければならない。

## 第5節 審査請求に関する手続

(道が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第39条の2 道が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正等の決定若しくは利用停止等の決定又は道が設立した地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対して審査請求をすることができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第39条の3 開示決定等、訂正等の決定、利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律

第68号) 第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第40条 実施機関は、開示決定等、訂正等の決定、利用停止等の決定又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求が不適法なものであるときを除き、審査会に諮問して、当該審査請求に対する裁決を行うものとする。この場合において、実施機関は、審査会の答申を尊重するものとする。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第41条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第42条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第6節 苦情の申出の処理

第43条 実施機関は、その保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

第7節 他の制度との調整

(適用除外)

第44条 この章の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報

(2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 この章の規定は、北海道立文書館、北海道立総合博物館その他の道の施設が一般の利用に供することを目的として収集し、整理し、及び保存している個人情報については、適用しない。

第45条 第2節から第5節までの規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

(1) 刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警

察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）

- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報
- (3) 漁業法（昭和24年法律第267号）第20条第1項に規定する漁獲割当管理原簿及び同法第117条第1項に規定する免許漁業原簿に記録されている個人情報  
(法令等の規定による開示等)

第46条 法令等（北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号）を除く。）の規定により自己に関する個人情報（特定個人情報を除く。）の開示、訂正又は利用停止を求める能够な場合には、その定めるところによる。

### 第3章 事業者等が保有する個人情報の保護

（事業者に対する指導助言）

第47条 知事は、事業者が個人情報の保護のために適切な措置を講ずることができるよう、事業者に対し指導助言を行うものとする。

（個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針）

第48条 知事は、審査会の意見を聴いた上で、事業者が個人情報を取り扱う際に準拠すべき指針を作成し、これを公表するものとする。

第49条から第51条まで 削除

（苦情の申出の処理）

第52条 知事は、事業者が保有する個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切に処理するよう努めなければならない。

（出資法人の責務）

第53条 道が出資する法人のうち実施機関が定めるものは、この条例の規定に基づく実施機関が保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（指定管理者の特例）

第53条の2 第2章第1節（第6条、第10条、第11条第3項ただし書及び第13条第1項後段を除く。）の規定は、公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う指定管理者（道が同法第244条の2第3項の規定により指定した法人その他の団体をいう。以下同じ。）について準用する。この場合において、第7条第1項中「個人情報」とあるのは「個人情報（第53条の2の公の施設（以下「公の施設」という。）の管理に係るものに限る。以下同じ。）」と、同条第3項第7号「北海道情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）が北海道情報公開・個人情報保護審査会」と、「実施機関」とあるのは「当該指定実施機関」と、同条第5項第3号及び第8条第1項第7号中「審査会」とあるのは「指定実施機関が審査会」と、「実施機関」とあるのは「当該指定実施機関」と、同項第5号中「他の実施機関、実施機関以外の道の機関」とあるのは「道」と、第13条第1項前段中「実施機関の職員」とあるのは「指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者又は従事していた者」と読み替えるものとする。

第53条の3 指定管理者は、当該指定管理者が公の施設の管理に係る業務について作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が管理しているもの（官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。以下「指定管理者が管理している文書等」という。）に記録されている個人情報について、

本人から自己に関する当該個人情報の開示、訂正又は利用停止の申出があったときは、これに応ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報であって、実施機関が保有していないものについて、本人から自己に関する当該個人情報の開示の申出があったときは、指定管理者に対して、当該個人情報を実施機関に提供するよう求めるものとする。
- 3 実施機関は、指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報であって、実施機関が保有していないものについて、本人から自己に関する当該個人情報の訂正又は利用停止の申出があったときは、指定管理者に対して、必要な調査を行った上で当該申出に対する処理を行うよう求めるものとする。
- 4 前2項に規定する個人情報の開示、訂正又は利用停止の申出に係る手続、費用の負担その他必要な事項は、実施機関が定める。

#### 第4章 雜則

##### (国等への協力の要請等)

第54条 知事は、個人情報の適正な取扱いを確保するため必要があると認めるときは、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に協力を要請し、又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の協力の要請に応ずるものとする。

##### (制度の運用状況の公表)

第55条 知事は、毎年、各実施機関のこの条例の運用の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

##### (委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が保有する個人情報の保護については実施機関が、事業者が保有する個人情報の保護については知事が定める。

#### 第5章 罰則

第57条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は実施機関から委託された個人情報取扱事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 指定管理者が行う公の施設の管理に係る業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者から委託された個人情報取扱事務（公の施設の管理に係るものに限る。）に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者が管理している文書等（当該指定管理者に管理を行わせる期間の満了後又は当該指定管理者に係る指定が取り消された後において、当該指定管理者であったものが管理しているものを含む。次条第2項において同じ。）であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときも、前項と同様とする。

第58条 前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 2 前条第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書又は指定管理者が管理している文書等に記録されている個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも、前項と同様とする。

第59条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第60条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第36条中審査会の意見を聴くことに関する部分及び第4章の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務については、第6条第2項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について」とあるのは、「について」と読み替えて同項の規定を適用する。

3 この条例の施行の際現に行われている通信回線により電子計算組織を結合する方法による個人情報の提供については、第10条第2項中「により新たに個人情報を実施機関以外のものへ提供するときは、あらかじめ」とあるのは、「による個人情報の実施機関以外のものへの提供については、この条例の施行の日以後、遅滞なく」と読み替えて同項の規定を適用する。

(北海道公文書の開示等に関する条例の一部改正)

4 北海道公文書の開示等に関する条例の一部を次のように改正する。

(次のように略)

(道が設立した地方独立行政法人に関する経過措置)

5 道が設立した地方独立行政法人の成立の際この条例の規定により実施機関がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は当該地方独立行政法人の成立前にこの条例の規定により実施機関に対してなされた請求その他の行為で、当該地方独立行政法人の成立後においては、当該地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、当該地方独立行政法人の成立後におけるこの条例の規定の適用については、当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則 (平成10年3月31日条例第28号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月20日条例第125号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。(後略)

附 則 (平成15年8月8日条例第41号抄)

1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、(中略)第2条中北海道個人情報保護条例第2条第3号、第18条及び第49条の改正規定は、公布の日から施行する。

3 第2条の規定による改正後の北海道個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日(第1項ただし書に規定する改正規定に係る部分にあっては、公布の日)以後の自己に関する個人情報の開示の請求について適用する。

附 則 (平成16年3月31日条例第6号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 本則に1章を加える改正規定 平成17年7月1日
  - (2) 第2条第2号の改正規定及び第16条から第18条までの改正規定（第16条第2項に係る部分に限る。） 平成18年4月1日までの間において規則で定める日  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の北海道個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第2条第2号に規定する実施機関（以下「実施機関」という。）に対してされている改正前の条例第14条第1項又は第24条第1項の規定による請求は、それぞれこの条例による改正後の北海道個人情報保護条例（以下「改正後の条例」という。）第14条第1項又は第28条第1項の規定による請求とみなす。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例第20条第1項の規定によりされた意見の聴取は、改正後の条例第24条第1項の規定によりされた意見書の提出の機会の付与とみなす。
- 4 施行日前に改正前の条例第20条第1項の規定により意見を聴かれた開示請求者以外のものが当該個人情報の開示に反対の意思を表示した場合において、施行日以後に開示決定をするときは、改正後の条例第24条第3項中「前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者」とあるのは「北海道個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成17年北海道条例第22号）による改正前の北海道個人情報保護条例第20条第1項の規定により意見を聴かれた開示請求者以外のもの」と、「表示した意見書を提出した場合」とあるのは「表示した場合」と、「当該意見書（第41条において「反対意見書」という。）を提出した第三者」とあるのは「当該反対の意思を表示したもの」と、改正後の条例第41条中「反対意見書を提出した第三者」とあるのは「反対の意思を表示した開示請求者以外のもの」と、改正後の条例第42条各号中「第三者」とあるのは「開示請求者以外のもの」と読み替えて適用する。
- 5 施行日前に改正前の条例第28条第1項又は第31条第1項の規定により実施機関に対してされた是正の申出又は再申出に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。この場合において、改正前の条例第31条第3項中「北海道個人情報保護審査会」とあるのは、「北海道情報公開・個人情報保護審査会」とする。
- 6 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている改正前の条例第33条の規定による不服申立ては、改正後の条例第40条の規定による不服申立てとみなす。
- 7 改正後の条例第41条の規定は、施行日以後に北海道情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した事案について適用する。
- 8 施行日前に改正前の条例の規定により北海道個人情報保護審査会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは審査会にされた諮問とみなし、改正前の条例の規定により北海道個人情報保護審査会がした調査審議の手続は審査会がした調査審議の手續とみなす。
- 9 北海道個人情報保護審査会の委員であった者に係るその職務に関する知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 10 公安委員会及び警察本部長は、改正後の条例第7条第3項第7号若しくは第5項第3号、第8条第1項第7号又は第10条第2項本文の規定により審査会の意見を聴かなければならぬ事項については、附則第1項第2号に掲げる改正規定の施行の日前においても、審査会に意見を聞くことができる。  
(北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)
- 11 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年北海道条例

第89号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成17年3月31日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年10月18日条例第90号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

2 北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成16年北海道条例第89号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成19年3月16日条例第8号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日条例第16号)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

2 この条例による改正前の北海道個人情報保護条例第44条第1項各号に掲げる個人情報は、この条例による改正後の北海道個人情報保護条例第44条第1項に規定する個人情報とみなす。

附 則 (平成21年3月31日条例第39号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年10月14日条例第91号抄)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年7月21日条例第43号)

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の改正規定（同条第5号に係る部分に限る。）、第8条の次に2条を加える改正規定（第8条の2第1項（情報提供等記録に係る部分に限る。）及び第8条の3に係る部分に限る。）、第23条第1項、第33条第1項及び第34条の改正規定並びに第35条の改正規定（情報提供等記録に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して2年5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日条例第30号)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日条例第10号)

1 この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第3条の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に行われた北海道個人情報保護条例第2条第3号に規定する事業者による個人情報の取扱いに係る第1条の規定による改正前の北海道個人情報保護条例（以下「改正前の条例」という。）第49条の規定による説明又は資料提出の要請、改正前の条例第50条の規定による是正の勧告及び改正前の条例第51条の規定による事実の公表については、なお、従前の例による。

附 則 (平成29年3月31日条例第15号)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正前の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例若しくは北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「改正前の北海道行政手続条例等」という。）

の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に改正前の北海道行政手続条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては病院事業管理者が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例による改正後の北海道行政手続条例、北海道政策評価条例、北海道個人情報保護条例、北海道情報公開条例又は北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の相当規定に基づいて病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（令和2年3月31日条例第47号）

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（令和3年10月19日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。